

岩手県告示第391号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和6年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人盛岡ユースセンター
- 2 代表者の氏名 又川 俊三
- 3 主たる事務所の所在地 盛岡市大通三丁目1番23号
- 4 その他の事務所の所在地 紫波郡矢巾町大字北矢幅第1地割9番地3
- 5 認定の有効期間 令和6年3月14日から令和11年3月13日まで